

## 教育職員免許状に関する規則の一部改正について

このことについて、別紙のとおり改正することとする。

(提案理由)

教育職員免許状に関する規則の一部改正については、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により、教育委員会に付議する必要があるため。

参考：関係法令条項

- 熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成20年熊本県教育委員会規則第5号）

(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1) (略)

(2) 教育委員会規則及び教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関する  
こと

(3)～(25) (略)

2 (略)

## 規則案の概要

### 1 規則の名称

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

### 2 改正の必要性

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）の施行により教員免許更新制が解消されたことに伴い、令和4年（2022年）6月30日までに有効期間を超過し失効した免許状の再授与について、過去に当該免許状を授与した事実を確実に確認できる場合に提出書類の簡素化を行うこととするため、関係規定を整備する必要がある。

### 3 内容

- (1) 大学等卒業単位による再授与出願について、本人確認のための自動車運転免許証の写等の提出があった場合は、資格証明書及び単位修得証明書の提出を省略できることとする。（第13条関係）
- (2) 教育職員検定による次の再授与出願について、本人確認のための自動車運転免許証の写等の提出があった場合は、卒業（在学）証明書又は実務成績証明書等の提出を省略できることとする。
  - ア 特別支援学校自立教科教諭の授与出願（第15条関係）
  - イ 実務経験を加味した検定による授与出願（第17条関係）
  - ウ 師範学校等の卒業者等に対する授与出願（第19条関係）
  - エ 特別支援学校自立教科教諭の検定による授与出願（第22条関係）
  - オ 基礎資格等を基にした検定による授与出願（第24条関係）
  - カ 平成元年3月31日までに授与された免許状の授与出願（第26条関係）
- (3) その他所要の規定の整理を行う。
- (4) この規則は、公布の日から施行する。

熊本県教育委員会規則第 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和30年熊本県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表左欄中「教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和63年法律第106号）」の次に「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）」を加え、同表右欄中「63年改正法」の次に「4年改正法」を加える。

第13条第2項中「第6条第1項」を「第2条第1項」に、「第10号」を「第4条第1項の表備考第8号」に改め、同条に次の2項を加える。

3 第1項の規定により授与された免許状であって、4年改正法の施行の際現に効力を有しないもの（委員会が授与したものに限り、免許法第10条第1項又は第11条第4項の規定により効力を失ったものを除く。）と同種の免許状の授与を受けようとする場合においては、第1項の規定にかかわらず、次に規定する書類を提出することをもって足りるものとする。

(1) 教育職員免許状（授与、交付）願（別記第3号様式）

(2) 履歴書（別記第4号様式）

(3) 所有する免許状の写又は免許に関する証明書

(4) 自動車若しくは原動機付自転車の運転免許証の写、旅券又は健康保険証の写

4 前項に規定する場合において、同項各号に規定する書類の提出があるときは、第2項の規定にかかわらず、実務成績証明書の提出を省略することができる。

第15条に次の1項を加える。

2 前項の規定により授与された免許状であって、4年改正法の施行の際現に効力を有しないもの（委員会が授与したものに限り、免許法第10条第1項又は第11条第4項の規定により効力を失ったものを除く。）と同種の免許状の授与を受けようとする場合においては、前項の規定にかかわらず、授与願及び履歴書のほか、次に規定する書類を提出することをもって足りるものとする。

(1) 所有する免許状の写又は免許に関する証明書

(2) 単位修得証明書

(3) 自動車若しくは原動機付自転車の運転免許証の写、旅券又は健康保険証の写

第17条に次の1項を加える。

2 前項の規定により授与された免許状であって、4年改正法の施行の際現に効力を有しないもの（委員会が授与したものに限り、免許法第10条第1項又は第11条第4項の規定により効力を失ったものを除く。）と同種の免許状の授与を受けようとする場合においては、前項の規定にかかわらず、前条の規定による書類のほか、次に規定する書類

	を提出することをもって足りるものとする。
(1)	所有する免許状の写又は免許に関する証明書
(2)	単位修得証明書
(3)	自動車若しくは原動機付自転車の運転免許証の写、旅券又は健康保険証の写
	第19条に次の1項を加える。
2	前項の規定により授与された免許状であつて、4年改正法の施行の際現に効力を有しないもの（委員会が授与したものに限り、免許法第10条第1項又は第11条第4項の規定により効力を失つたものを除く。）と同種の免許状の授与を受けようとする場合においては、前項の規定にかかわらず、第16条の規定による書類のほか、次に規定する書類を提出することをもって足りるものとする。
(1)	所有する免許状の写又は免許に関する証明書
(2)	出身学校における全学年にわたる学業成績証明書
(3)	自動車若しくは原動機付自転車の運転免許証の写、旅券又は健康保険証の写
	第22条に次の1項を加える。
3	第1項の規定により授与された免許状（臨時免許状を除く。）であつて、4年改正法の施行の際現に効力を有しないもの（委員会が授与したものに限り、免許法第10条第1項又は第11条第4項の規定により効力を失つたものを除く。）と同種の免許状の授与を受けようとする場合においては、第1項の規定にかかわらず、第16条の規定による書類のほか、次に規定する書類を提出することをもって足りるものとする。
(1)	所有する免許状の写又は免許に関する証明書
(2)	単位修得証明書
(3)	修得単位集計表（別記第9号様式）
(4)	自動車若しくは原動機付自転車の運転免許証の写、旅券又は健康保険証の写
	第24条に次の1項を加える。
2	前項の規定により授与された免許状であつて、4年改正法の施行の際現に効力を有しないもの（委員会が授与したものに限り、免許法第10条第1項又は第11条第4項の規定により効力を失つたものを除く。）と同種の免許状の授与を受けようとする場合においては、前項の規定にかかわらず、第16条の規定による書類のほか、次に規定する書類を提出することをもって足りるものとする。
(1)	所有する免許状の写又は免許に関する証明書
(2)	単位修得証明書
(3)	修得単位集計表（別記第9号様式）
(4)	自動車若しくは原動機付自転車の運転免許証の写、旅券又は健康保険証の写
	第26条に次の1項を加える。

2 前項の規定により授与された免許状であつて、4年改正法の施行の際現に効力を有しないもの（委員会が授与したものに限り、免許法第10条第1項又は第11条第4項の規定により効力を失つたものを除く。）と同種の免許状の授与を受けようとする場合においては、前項の規定にかかわらず、第16条の規定による書類のほか、次に規定する書類を提出することをもつて足りるものとする。

(1) 所有する免許状の写又は免許に関する証明書

(2) 自動車若しくは原動機付自転車の運転免許証の写、旅券又は健康保険証の写

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育職員免許状に関する規則(昭和30年熊本県教育委員会規則第2号)新旧対照表

旧		新																																											
<p>第1章 総則 (関係法令の略称) 第2条 この規則では、次の左欄の法令はそれぞれ右欄のよういいう。</p>		<p>第1章 総則 (関係法令の略称) 第2条 この規則では、次の左欄の法令はそれぞれ右欄のよういいう。</p>																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>左欄</th> <th>右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育職員免許法(昭和24年法律第147号)</td> <td>免許法</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和29年法律第158号)</td> <td>29年改正法</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和36年法律第122号)</td> <td>改正法</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和63年法律第106号) (新設)</td> <td>63年改正法 (新設)</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和29年法律第158号)施行前の教育職員免許法</td> <td>旧法</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法施行法(昭和24年法律第148号)</td> <td>施行法</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)</td> <td>免許法施行規則</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成16年文部科学省令第31号)</td> <td>16年改正省令</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法施行法施行規則(昭和29年文部省令第27号)</td> <td>施行法施行規則</td> </tr> </tbody> </table>	左欄	右欄	教育職員免許法(昭和24年法律第147号)	免許法	教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和29年法律第158号)	29年改正法	教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和36年法律第122号)	改正法	教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和63年法律第106号) (新設)	63年改正法 (新設)	教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和29年法律第158号)施行前の教育職員免許法	旧法	教育職員免許法施行法(昭和24年法律第148号)	施行法	教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)	免許法施行規則	教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成16年文部科学省令第31号)	16年改正省令	教育職員免許法施行法施行規則(昭和29年文部省令第27号)	施行法施行規則		<table border="1"> <thead> <tr> <th>左欄</th> <th>右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育職員免許法(昭和24年法律第147号)</td> <td>免許法</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和29年法律第158号)</td> <td>29年改正法</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和36年法律第122号)</td> <td>改正法</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和63年法律第106号)</td> <td>63年改正法</td> </tr> <tr> <td>教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(令和4年法律第40号)</td> <td>4年改正法</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和29年法律第158号)施行前の教育職員免許法</td> <td>旧法</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法施行法(昭和24年法律第148号)</td> <td>施行法</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)</td> <td>免許法施行規則</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成16年文部科学省令第31号)</td> <td>16年改正省令</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法施行法施行規則(昭和29年文部省令第27号)</td> <td>施行法施行規則</td> </tr> </tbody> </table>	左欄	右欄	教育職員免許法(昭和24年法律第147号)	免許法	教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和29年法律第158号)	29年改正法	教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和36年法律第122号)	改正法	教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和63年法律第106号)	63年改正法	教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(令和4年法律第40号)	4年改正法	教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和29年法律第158号)施行前の教育職員免許法	旧法	教育職員免許法施行法(昭和24年法律第148号)	施行法	教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)	免許法施行規則	教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成16年文部科学省令第31号)	16年改正省令	教育職員免許法施行法施行規則(昭和29年文部省令第27号)	施行法施行規則
左欄	右欄																																												
教育職員免許法(昭和24年法律第147号)	免許法																																												
教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和29年法律第158号)	29年改正法																																												
教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和36年法律第122号)	改正法																																												
教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和63年法律第106号) (新設)	63年改正法 (新設)																																												
教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和29年法律第158号)施行前の教育職員免許法	旧法																																												
教育職員免許法施行法(昭和24年法律第148号)	施行法																																												
教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)	免許法施行規則																																												
教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成16年文部科学省令第31号)	16年改正省令																																												
教育職員免許法施行法施行規則(昭和29年文部省令第27号)	施行法施行規則																																												
左欄	右欄																																												
教育職員免許法(昭和24年法律第147号)	免許法																																												
教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和29年法律第158号)	29年改正法																																												
教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和36年法律第122号)	改正法																																												
教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和63年法律第106号)	63年改正法																																												
教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(令和4年法律第40号)	4年改正法																																												
教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和29年法律第158号)施行前の教育職員免許法	旧法																																												
教育職員免許法施行法(昭和24年法律第148号)	施行法																																												
教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)	免許法施行規則																																												
教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成16年文部科学省令第31号)	16年改正省令																																												
教育職員免許法施行法施行規則(昭和29年文部省令第27号)	施行法施行規則																																												
<p>第6章 免許状の出願 (免許法別表第1、第2、第2の2及び免許法附則第8項による授与出</p>		<p>第6章 免許状の出願 (免許法別表第1、第2、第2の2及び免許法附則第8項による授与出</p>																																											

<p>願)</p> <p>第13条 免許法別表第1、第2、第2の2及び免許法附則第8項の規定により免許状の授与を願ひ出る者は、次の書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 教育職員免許状(授与、交付)願(別記第3号様式)</p> <p>(2) 修士、学士、短期大学士、在学又は資格に関する証明書若しくはこれに代るもの</p> <p>(3) 単位修得証明書(免許法附則第8項による出願の場合は除く。)</p> <p>(4) 履歴書(別記第4号様式)</p> <p>2 免許法施行規則第6条第1項の表備考第9号又は第10号に該当する者は、第1項の規定による書類のほか実務成績証明書(別記第5号様式)を添えて提出しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>願)</p> <p>第13条 免許法別表第1、第2、第2の2及び免許法附則第8項の規定により免許状の授与を願ひ出る者は、次の書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 教育職員免許状(授与、交付)願(別記第3号様式)</p> <p>(2) 修士、学士、短期大学士、在学又は資格に関する証明書若しくはこれに代るもの</p> <p>(3) 単位修得証明書(免許法附則第8項による出願の場合は除く。)</p> <p>(4) 履歴書(別記第4号様式)</p> <p>2 免許法施行規則第2条第1項の表備考第9号又は第4条第1項の表備考第8号に該当する者は、第1項の規定による書類のほか実務成績証明書(別記第5号様式)を添えて提出しなければならない。</p> <p>3 <u>第1項の規定により授与された免許状であつて、4年改正法の施行の際現に効力を有しないもの(委員会が授与したものに限り、免許法第10条第1項又は第11条第4項の規定により効力を失つたものを除く。)</u>と同種の免許状の授与を受けようとする場合においては、<u>第1項の規定にかかわらず、次に規定する書類を提出することをもつて足りるものとする。</u></p> <p>(1) <u>教育職員免許状(授与、交付)願(別記第3号様式)</u></p> <p>(2) <u>履歴書(別記第4号様式)</u></p> <p>(3) <u>所有する免許状の写又は免許に関する証明書</u></p> <p>(4) <u>自動車若しくは原動機付自転車の運転免許証の写、旅券又は健康保険証の写</u></p> <p>4 <u>前項に規定する場合において、同項各号に規定する書類の提出があるときは、第2項の規定にかかわらず、実務成績証明書の提出を省略することができる。</u></p>
---	--

<p>(自立教科免許状授与出願)</p> <p>第15条 免許法施行規則第64条第1項の表及び16年改正省令附則第2条の規定により特別支援学校自立教科教諭の普通免許状の授与を願ひ出る者は、授与願及び履歴書のほか、受けようとする免許状とそれぞれの所要資格に応じ、次の書類のうち必要とするものを添えて提出しなければならない。</p> <p>(1) 卒業又は在学に関する証明書若しくはこれに代わるもの</p> <p>(2) 所有する免許状の写</p> <p>(3) 単位修得証明書</p> <p>(4) 実務成績証明書</p> <p>(新設)</p>	<p>(自立教科免許状授与出願)</p> <p>第15条 免許法施行規則第64条第1項の表及び16年改正省令附則第2条の規定により特別支援学校自立教科教諭の普通免許状の授与を願ひ出る者は、授与願及び履歴書のほか、受けようとする免許状とそれぞれの所要資格に応じ、次の書類のうち必要とするものを添えて提出しなければならない。</p> <p>(1) 卒業又は在学に関する証明書若しくはこれに代わるもの</p> <p>(2) 所有する免許状の写</p> <p>(3) 単位修得証明書</p> <p>(4) 実務成績証明書</p> <p>2 <u>前項の規定により授与された免許状であつて、4年改正法の施行の際現に効力を有しないもの(委員会が授与したものに限り、免許法第10条第1項又は第11条第4項の規定により効力を失つたものを除く。)</u>と同種の免許状の授与を受けようとする場合においては、<u>前項の規定にかかわらず、授与願及び履歴書のほか、次に規定する書類を提出することをもつて足りるものとする。</u></p> <p>(1) <u>所有する免許状の写又は免許に関する証明書</u></p> <p>(2) <u>単位修得証明書</u></p> <p>(3) <u>自動車若しくは原動機付自転車の運転免許証の写、旅券又は健康保険証の写</u></p>
<p>(免許法別表第3、第5、第6、第6の2、第7、第8による出願)</p> <p>第17条 免許法別表第3、第5、第6、第6の2、第7又は第8の規定により免許状の授与を願ひ出る者は、前条の規定による書類のほか、受けようとする免許状とそれぞれの所要資格に応じ、次の書類のうち必要とするものを添えて提出しなければならない。</p> <p>(1) 学士、短期大学士、在学又は資格に関する証明書若しくはこれに代</p>	<p>(免許法別表第3、第5、第6、第6の2、第7、第8による出願)</p> <p>第17条 免許法別表第3、第5、第6、第6の2、第7又は第8の規定により免許状の授与を願ひ出る者は、前条の規定による書類のほか、受けようとする免許状とそれぞれの所要資格に応じ、次の書類のうち必要とするものを添えて提出しなければならない。</p> <p>(1) 学士、短期大学士、在学又は資格に関する証明書若しくはこれに代</p>



<p>るもの</p> <p>(2) 所有する免許状の写</p> <p>(3) 単位修得証明書</p> <p>(4) 実務成績証明書(別記第5号様式)</p> <p>(5) 実地の経験及び技術に関する証明書(別記第8号様式)</p> <p>(新設)</p> <p>(施行法第2条による出願)</p> <p>第19条 施行法第2条の規定により免許状の授与を願い出る者は、第16条の規定による書類のほか受けようとする免許状とそれぞれの所要資格に応じ、次の書類のうち必要とするものを添えて提出しなければならない。</p> <p>(1) 卒業、修了又は資格に関する証明書若しくはこれに代るもの</p> <p>(2) 所有する免許状の写</p> <p>(3) 出身学校における全学年にわたる学業成績証明書</p> <p>(4) 実務成績証明書(別記第5号様式)</p> <p>(5) 実地の経験及び技術に関する証明書(別記第8号様式)</p> <p>(6) 教科に関する教育成績証明書(別記第10号様式)</p>	<p>るもの</p> <p>(2) 所有する免許状の写</p> <p>(3) 単位修得証明書</p> <p>(4) 実務成績証明書(別記第5号様式)</p> <p>(5) 実地の経験及び技術に関する証明書(別記第8号様式)</p> <p>2 <u>前項の規定により授与された免許状であって、4年改正法の施行の際現に効力を有しないもの(委員会が授与したものに限り、免許法第10条第1項又は第11条第4項の規定により効力を失ったものを除く。)</u>と同種の免許状の授与を受けようとする場合においては、<u>前項の規定にかかわらず、前条の規定による書類のほか、次に規定する書類を提出することをもって足りるものとする。</u></p> <p>(1) <u>所有する免許状の写又は免許に関する証明書</u></p> <p>(2) <u>単位修得証明書</u></p> <p>(3) <u>自動車若しくは原動機付自転車の運転免許証の写、旅券又は健康保険証の写</u></p> <p>(施行法第2条による出願)</p> <p>第19条 施行法第2条の規定により免許状の授与を願い出る者は、第16条の規定による書類のほか受けようとする免許状とそれぞれの所要資格に応じ、次の書類のうち必要とするものを添えて提出しなければならない。</p> <p>(1) 卒業、修了又は資格に関する証明書若しくはこれに代るもの</p> <p>(2) 所有する免許状の写</p> <p>(3) 出身学校における全学年にわたる学業成績証明書</p> <p>(4) 実務成績証明書(別記第5号様式)</p> <p>(5) 実地の経験及び技術に関する証明書(別記第8号様式)</p> <p>(6) 教科に関する教育成績証明書(別記第10号様式)</p>
--	---

<p>(新設)</p> <p>(自立教科免許状検定出願)</p> <p>第 22 条 免許法施行規則第 64 条第 2 項の表又は第 65 条の規定により自立教科教諭の普通免許状又は自立教科助教諭の臨時免許状の授与を願う者は、第 16 条の規定による書類のほか受けようとする免許状とそれぞれの所要資格に応じ、次の書類のうち必要とするものを添えて提出しなければならない。</p> <p>(1) 所有する免許状の写又は免許に関する証明書</p> <p>(2) 単位修得証明書</p> <p>(3) 修得単位集計表(別記第 9 号様式)</p> <p>(4) 実務成績証明書(別記第 5 号様式)又は実地の経験及び技術に関する証明書(別記第 8 号様式)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>2 <u>前項の規定により授与された免許状であって、4 年改正法の施行の際現に効力を有しないもの(委員会が授与したものに限り、免許法第 10 条第 1 項又は第 11 条第 4 項の規定により効力を失ったものを除く。)</u>と同種の免許状の授与を受けようとする場合においては、<u>前項の規定にかかわらず、第 16 条の規定による書類のほか、次に規定する書類を提出することをもって足りるものとする。</u></p> <p>(1) <u>所有する免許状の写又は免許に関する証明書</u></p> <p>(2) <u>出身学校における全学年にわたる学業成績証明書</u></p> <p>(3) <u>自動車若しくは原動機付自転車の運転免許証の写、旅券又は健康保険証の写</u></p> <p>(自立教科免許状検定出願)</p> <p>第 22 条 免許法施行規則第 64 条第 2 項の表又は第 65 条の規定により自立教科教諭の普通免許状又は自立教科助教諭の臨時免許状の授与を願う者は、第 16 条の規定による書類のほか受けようとする免許状とそれぞれの所要資格に応じ、次の書類のうち必要とするものを添えて提出しなければならない。</p> <p>(1) 所有する免許状の写又は免許に関する証明書</p> <p>(2) 単位修得証明書</p> <p>(3) 修得単位集計表(別記第 9 号様式)</p> <p>(4) 実務成績証明書(別記第 5 号様式)又は実地の経験及び技術に関する証明書(別記第 8 号様式)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第 1 項の規定により授与された免許状(臨時免許状を除く。)</u>であって、<u>4 年改正法の施行の際現に効力を有しないもの(委員会が授与したものに限り、免許法第 10 条第 1 項又は第 11 条第 4 項の規定により効力を失ったものを除く。)</u>と同種の免許状の授与を受けようとする場合においては、<u>第 1 項の規定にかかわらず、第 16 条の規定による書類のほ</u></p>
---	--

<p>(免許法附則第5項、第9項、第17項又は第18項による出願)</p> <p>第24条 免許法附則第5項、第9項、第17項又は第18項の規定により免許状の授与を願ひ出る者は、第16条の規定によるほか受けようとする免許状とそれぞれの所要資格に応じ、次の書類のうち必要とするものを添えて提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 卒業、修了又は資格に関する証明書若しくはこれに代わるもの</li> <li>(2) 所有する免許状の写</li> <li>(3) 単位修得証明書</li> <li>(4) 実務成績証明書(別記第5号様式、別記第19号様式)</li> <li>(5) 修得単位集計表(別記第9号様式)</li> </ol> <p>(新設)</p>	<p><u>か、次に規定する書類を提出することをもって足りるものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>所有する免許状の写又は免許に関する証明書</u></li> <li>(2) <u>単位修得証明書</u></li> <li>(3) <u>修得単位集計表(別記第9号様式)</u></li> <li>(4) <u>自動車若しくは原動機付自転車の運転免許証の写、旅券又は健康保険証の写</u></li> </ol> <p>(免許法附則第5項、第9項、第17項又は第18項による出願)</p> <p>第24条 免許法附則第5項、第9項、第17項又は第18項の規定により免許状の授与を願ひ出る者は、第16条の規定によるほか受けようとする免許状とそれぞれの所要資格に応じ、次の書類のうち必要とするものを添えて提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 卒業、修了又は資格に関する証明書若しくはこれに代わるもの</li> <li>(2) 所有する免許状の写</li> <li>(3) 単位修得証明書</li> <li>(4) 実務成績証明書(別記第5号様式、別記第19号様式)</li> <li>(5) 修得単位集計表(別記第9号様式)</li> </ol> <p>2 <u>前項の規定により授与された免許状であつて、4年改正法の施行の際現に効力を有しないもの(委員会が授与したものに限り、免許法第10条第1項又は第11条第4項の規定により効力を失つたものを除く。)</u>と同種の免許状の授与を受けようとする場合においては、<u>前項の規定にかかわらず、第16条の規定による書類のほか、次に規定する書類を提出することをもって足りるものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>所有する免許状の写又は免許に関する証明書</u></li> <li>(2) <u>単位修得証明書</u></li> <li>(3) <u>修得単位集計表(別記第9号様式)</u></li> <li>(4) <u>自動車若しくは原動機付自転車の運転免許証の写、旅券又は健康</u></li> </ol>
---	--

<p>(63年改正法附則第10項による出願)</p> <p>第26条 63年改正法附則第10項の規定により小学校、中学校若しくは幼稚園の教諭若しくは養護教諭の一種免許状又は高等学校教諭の専修免許状の授与を願ひ出る者は、第16条の規定によるほか次の書類を提出するものとする。</p> <p>(1) 実務成績証明書(別記第5号様式)</p> <p>(2) 所有する免許状の写</p> <p>(新設)</p>	<p><u>保険証の写</u></p> <p>(63年改正法附則第10項による出願)</p> <p>第26条 63年改正法附則第10項の規定により小学校、中学校若しくは幼稚園の教諭若しくは養護教諭の一種免許状又は高等学校教諭の専修免許状の授与を願ひ出る者は、第16条の規定によるほか次の書類を提出するものとする。</p> <p>(1) 実務成績証明書(別記第5号様式)</p> <p>(2) 所有する免許状の写</p> <p><u>2 前項の規定により授与された免許状であつて、4年改正法の施行の際現に効力を有しないもの(委員会が授与したものに限り、免許法第10条第1項又は第11条第4項の規定により効力を失つたものを除く。)</u>  <u>と同種の免許状の授与を受けようとする場合においては、前項の規定にかかわらず、第16条の規定による書類のほか、次に規定する書類を提出することをもつて足りるものとする。</u></p> <p>(1) <u>所有する免許状の写又は免許に関する証明書</u></p> <p>(2) <u>自動車若しくは原動機付自転車の運転免許証の写、旅券又は健康保険証の写</u></p>
---	--

### 1 これまでの経緯

「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」が令和4年（2022年）7月1日に施行されたことに伴い、教員免許更新制が発展的に解消された。

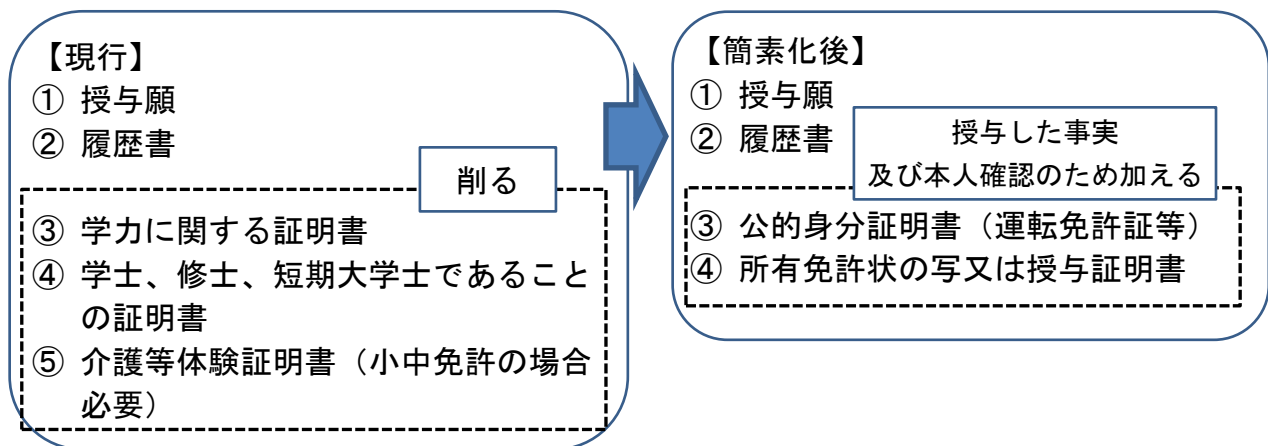
- ⇒「教育職員免許状に関する規則」の一部を改正（R4.6.27 公布 R4.7.1 施行）  
 ・教員免許更新等に関する提出書類を定めた規定の削除等を行った。

### 2 今回の改正内容

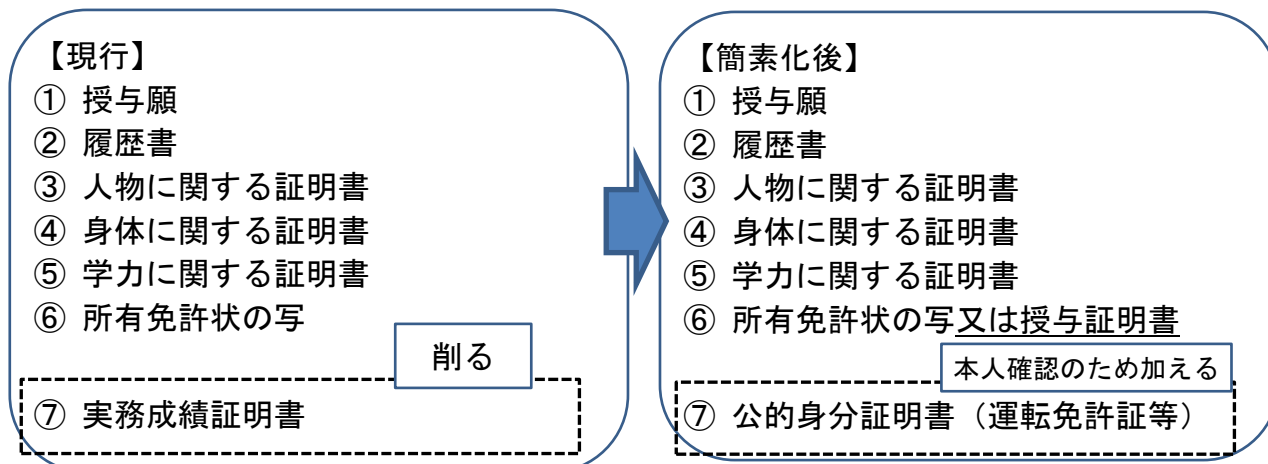
令和4年（2022年）6月30日までに有効期間を超過し期限切れ失効した免許状の再授与について、過去に免許状を授与した事実を確実に確認できる場合は、提出書類の簡素化を行い、円滑な再授与手続きを行うため、関係規定の整備を行うもの。

### 3 手続き簡素化の主な具体的内容

- ① 「大学等卒業単位により免許取得した者」が期限切れ失効した場合の再授与申請書類  
 ※ 簡素化できるのは、熊本県教育委員会が授与した免許状に限る。



- ② 「教育職員検定により免許取得した者」が期限切れ失効した場合の再授与申請書類  
 ※ 簡素化できるのは、熊本県教育委員会が授与した免許状に限る



### 4 施行日

公布の日から施行